

平成20年4月から 後期高齢者医療制度(長寿医療制度)が始まりました

◎後期高齢者医療制度(長寿医療制度)はなぜ必要？

急速な少子高齢化の進展や経済の低成長など、医療を取り巻く環境が大きく変化してきており、国民が将来にわたって安心して医療を受けられる持続可能な医療制度が必要となっています。

このため、医療制度改革の一つとして、平成20年4月1日に後期高齢者医療制度(長寿医療制度)が開始されました。

◎後期高齢者医療制度(長寿医療制度)とは？

この制度は、おもに75歳以上の方を対象とするものです。

受けられる医療の内容や窓口負担割合等はこれまでと同様ですが、制度全体に係る費用の負担割合を明確にし、75歳以上の方々には、制度全体に係る費用のおおむね1割を保険料として支払っていただくこととされたものです。

- ・対象となる方・・・①75歳以上のすべての方。
(加入者) ②65～74歳で一定の障害があり、広域連合の認定を受けた方。
- ・保険証・・・・・・・・1人に1枚交付されます。
(今後、新たに75歳になられる方には、誕生日前に保険証を送付します。)
- ・窓口負担・・・・・・・・医療機関窓口での負担は老人保健制度と同様です。
(原則1割負担で、現役並み所得者は3割です。)
- ・受けられる医療・・・老人保健制度と同様の医療が受けられます。
- ・保険料・・・・・・・・すべての加入者から負担していただきます。(3月まで国保であった方は国保税、被用者保険の本人であった方は被用者保険の保険料に代わり、後期高齢者医療制度の保険料を負担していただきます。被用者保険の扶養者であった方は、10月から新たに保険料を負担していただきます。)

※来月の広報に、平成20年度保険料について掲載いたします。

【お問い合わせ先】 藤里町 町民生活課 ☎79-2113 (内135)
秋田県後期高齢者医療広域連合総務課 ☎018-838-0610
(電話番号のお掛け間違いのないようにお願いします。)

6月は食育月間です

食育とは…様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し健全な食生活を実践できる人間をそだてるもの

- 「早寝早起き朝ごはん」に取り組んで生活リズムの向上に努めましょう
- “地産地消”・“旬産旬消”を実践して食料自給率の向上をめざしましょう

「毎月19日は食育の日です」

【お問い合わせ先】
秋田農政事務所地域第一課 ☎58-2311

地域活動を考えてみませんか？

町では、今年度から3年間、「地域活動支援事業」を実施します。

「地域が元気になってほしい」「地域自らが連携して動いてほしい」という目的で、地域活動の費用を助成する事業です。

地域の皆さんが話し合い、地域の課題を解決し、地域に活力を見出す活動を考えてみてください。

【お問い合わせ先】
藤里町総務課行政改革推進係 ☎79-2111